

昭和五十五年政令第三百号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例
を定める政令

内閣は、会計法（昭和二十一年法律第三十五号）第二十九条の三第二項から第五項まで及び第五十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

この政令は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他、他の国際約束を実施するため、国との締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに關し、予算決算及び会計令（昭和二十一年勅令第百六十五号。以下「予決令」という。）及び予算決算及び会計令臨時条例（昭和二十一年勅令第五百五十八号。以下「予決令臨時特例」という。）の特別を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

第二条

この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 各省各庁の長 財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。
二 契約担当官等 会計法第二十九条の三第一項に規定する契約担当官等をいう。

三 一般競争

会計法第二十九条の三第一項の競争をいう。

四 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号の二に規定するプログラムをいう。

五 特定役務

改正協定の附属書I日本国付表5に掲げるサービス若しくは同附属書I日本国付表6に掲げる建設サービス（次号及び第十二条第一項第四号において「建設工事」という。）又は経済上の連携に関する日本国と歐州連合との間の協定の附屬書I日本国付表5に掲げるサービスに係る役務をいう。

六 調達契約

物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一

年法律第百十七号）第二条第一項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民営資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。」をいう。

一連の調達契約 特定の需要に係る同一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上との物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第三条 この政令は、国との締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが十二月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務大臣の定めるところにより算定した額とする。）が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務については、次の限りでない。

一 有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でそのまま譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でそのまま譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために必要な特定役務の調達契約があるものに限る。）

二 防衛省に関する経費による物品等の調達契約（改正協定の附属書I日本国付表4の2に掲げる物品等の調達契約にあつては、当該調達契約に係る国（行）の行為を秘密にする必要があるものに限る。）

三 物品等の調達契約（防衛省に関する経費によるものを除く。）又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国（行）の行為を秘密にする必要があるものに限る。）

（一般競争についての公告をする事項）

該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあつては当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予定価格の（競争参加者の資格に関する審査等）合計額とする。

（競争参加者の資格に関する審査等）

（競争参加者の資格に関する審査等）

第六条 前条第一項の規定により読み替えられた予決令第七十四条の規定による公告は、予決令第七十五条各号に掲げる事項及び予決令第七十六条の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についてもするものとする。

一 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名稱、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

（指名競争の公示等）

二 予決令第七十二条第二項の規定による申請の時期及び場所

（指名競争の公示等）

三 第九条に規定する文書の交付に関する事項

（指名競争の公示等）

四 落札者の決定の方法

（指名競争の公示等）

五 予決令第九十五条第一項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、同時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

（指名競争の公示等）

六 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、

（指名競争の公示等）

予決令第九十五条第一項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、同時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

（指名競争の公示等）

七 予決令第九十五条第一項の規定により指名競争に付そうとするときは、第五条第一項の規定により読み替えられた予決令第七十四条の規定により読み替えられた予決令第七十七条の規定により、公示をしなければならない。

（指名競争の公示等）

八 前項の規定による公示は、前条の規定により

（指名競争の公示等）

一般競争について公告をするものとされている

（指名競争の公示等）

事項のほか、予決令第九十六条第一項の規定による基準に基づく指名競争において指名される

（指名競争の公示等）

ため必要な要件（次条第二項において「指名競争するため必要な要件」という。）について

（指名競争の公示等）

事項のほか、予決令第九十七条第一項の規定による通知しなければならない事項

（指名競争の公示等）

も、するものとする。

（指名競争の公示等）

九 前項の場合においては、予決令第九十七条第一項の規定により通知しなければならない事項

（指名競争の公示等）

のほか、次に掲げる事項を通知しなければならぬ。

（指名競争の公示等）

一 一連の調達契約にあつては、前条第一号に掲げる事項

（指名競争の公示等）

二 契約の手続において使用する言語

（指名競争の公示等）

三 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、契約担当官等が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし又は指名競争に付そうとする場合において公告をし又は指名競争に付そうとする場合において前条第一項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする

（指名競争の公示等）

方法」とあるのは、「官報」と「五日」とあるのは「十日」と読み替えるものとする。

（指名競争の公示等）

二 予決令第九十二条の規定は、特定調達契約に

（指名競争の公示等）

この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（平成一四年一二月一八日政令第三八六号）抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一月四日政令第三七号）

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則（平成二六年三月一一日政令第五七号）

第一条 この政令は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（平成三〇年一二月一九日政令第三四〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、経済上の連携に関する日本国と歐州連合との間の協定の効力発生の日（以下「発効日」という。）から施行する。

（経過措置）

3 第三条の規定による改正後の国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定は、発効日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で発効日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則（令和四年二月九日政令第三八号）

1 （施行期日）
（経過措置）
この政令は、公布の日から施行する。

2 （施行期日）
（経過措置）
この政令による改正前の国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第九条の規定

定は、この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、なおその効力を有する。

附 則（令和五年六月三〇日政令第二二九号）

この政令は、公布の日から施行する。